

令和6年1月23日

## 人事院事務総長

「検察官その他の職員の法科大学院への派遣の運用について」の一部改正について（通知）

「検察官その他の職員の法科大学院への派遣の運用について（平成15年10月1日人企一825）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
規則第8条関係 1 この条の第1項に規定する正規の勤務時間内派遣先報酬等の年額は、派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与	規則第8条関係 1 この条の第1項に規定する正規の勤務時間内派遣先報酬等の年額は、派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与

その他いかなる名称であるかを問わず、教授等の業務の対償として受ける全てのものをいい、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。規則第13条関係第1項において同じ。)の年額に、法科大学院派遣法第4条第9項に規定する任命権者が認める時間(派遣先法科大学院において教授等の業務を行うため臨時又は緊急の必要がある場合において、法科大学院設置者が派遣先勤務時間以外の時間において当該業務を命じたときに必要であると任命権者が認める時間を除く。以下この項及び規則第16条関係において「勤務時間内第4条派遣時間」という。)の1年間の時間数を、当該時間数及び派遣先勤務時間(派遣先勤務時間が勤務時間内第4条派遣時間に含まれる場合においては、その勤務時間内第

その他いかなる名称であるかを問わず、教授等の業務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。規則第13条関係第1項において同じ。)の年額に、法科大学院派遣法第4条第9項に規定する任命権者が認める時間(派遣先法科大学院において教授等の業務を行うため臨時又は緊急の必要がある場合において、法科大学院設置者が派遣先勤務時間以外の時間において当該業務を命じたときに必要であると任命権者が認める時間を除く。以下この項及び規則第16条関係において「勤務時間内第4条派遣時間」という。)の1年間の時間数を、当該時間数及び派遣先勤務時間(派遣先勤務時間が勤務時間内第4条派遣時間に含まれる場合においては、その勤務時間内第4条派遣時間

4条派遣時間に含まれる時間を除く。)の1年間の時間数を合算した時間数で除して得た割合を乗じることにより算定する。

2 (略)

に含まれる時間を除く。)の1年間の時間数を合算した時間数で除して得た割合を乗じることにより算定する。

2 (略)

以 上